

水害ハザードマップ作成チェックシート（高潮）

分類	チェック項目	参照すべき事例	チェック欄 (高潮)	「水害ハザードマップ作成の 手引き」章番号
1：想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深（洪水、内水、高潮）及び津波災害警戒区域と津波基準水位（津波）について				
	① 国・都道府県または市町村から提供される浸水想定に関するデータを用いて、20m、10m、5m、3m、0.5 mを境界とした6段階の区分を標準として適切に浸水深を色分けしているか。（地域特性には配慮し、住民意見を反映した上で地形や重ね合わせる背景図に応じて、これに類する配色やハッチング、グラデーション等を用いることを妨げない。また、浸水想定区域等において、詳細な区分を示す必要がある場合、内水で浸水階級差が少ない場合は、必要に応じて、詳細版を利用することができる。）	高潮1 事例①	<input type="checkbox"/>	3.4.1
	② 津波災害警戒区域指定済みの市町村では、浸水深に代えて津波基準水位(浸水予測に基づく浸水深に建築物等への衝突によって生じる津波の浸水上昇(せき上げ)を加えた水位)を用いているか。		<input type="checkbox"/>	3.4.1
2：土砂災害警戒区域について				
	① 洪水、内水、高潮、津波と同時に発生する可能性が高い土砂災害等の危険箇所について、土砂災害警戒区域をハザードマップの地図上に表示しているか。	高潮2 事例①	<input type="checkbox"/>	3.4.5
	② 土砂災害警戒区域について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	高潮2 事例②		3.4.5
3：早期の立退き避難が必要な区域について（洪水、内水、高潮）				
	① 人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が大きい区域等を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定し記載しているか。（家屋倒壊等氾濫想定区域のみの記載としない。）	高潮3 事例①②	<input type="checkbox"/>	3.4.6
	② 設定した「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に示しているか。	高潮3 事例①②	<input type="checkbox"/>	3.4.6
	③ 「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	高潮3 事例③		3.4.6
4：避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項について（洪水、内水、高潮、津波）				
	① アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等についての情報を収集しているか。	高潮4 事例①	<input type="checkbox"/>	3.4.7
	② 住民等が避難場所等へ避難する際、危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について地図上に明示しているか。	高潮4 事例②	<input type="checkbox"/>	3.4.7
	③ 危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。	高潮4 事例③		3.4.7
	④ 津波に係る水害ハザードマップにおいては、住民等が避難すべき方向や避難経路等を地図上に記載しているか。	高潮4	<input type="checkbox"/>	3.4.7
	⑤ 水害時に使用する避難場所等を地図上に表示しているか。浸水想定区域に避難場所等を設定せざるを得ないときは、「○階が使用可能」等、避難場所等の利用条件を地図上又は情報・学習編に明示しているか。	高潮4 事例⑤	<input type="checkbox"/>	3.4.8

5：地下街等(建設予定又は建設中を含む)、要配慮者利用施設、大規模工場等について(洪水、内水、高潮)			
① 市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内に存在する地下街等(建設予定又は建設中を含む)、要配慮者利用施設、大規模工場等について、名称及び所在地を地図上に明示しているか。	高潮5 事例①	<input type="checkbox"/>	3.4.9
② 地下街等(建設予定又は建設中を含む)、要配慮者利用施設、大規模工場等について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	高潮5 事例②		3.4.9
6：水位観測所等の位置(映像が提供されるCCTVカメラ等を含む)について(洪水、内水、高潮)			
① 河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所や国、都道府県、市町村等で設置しているCCTVカメラ等の位置と名称について、「川の防災情報」等で確認し、把握しているか。	高潮6 事例①	<input type="checkbox"/>	3.4.10
② 河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所等の位置と名称は地図上に明示しているか。	高潮6 事例②	<input type="checkbox"/>	3.4.10
③ テレビ、インターネットで河川映像等が提供されるCCTVカメラ等の位置と名称について地図上に明示しているか。	高潮6 事例③		3.4.10
④ 水位観測所やCCTVカメラの位置、名称について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。	高潮6 事例④-1 事例④-2	<input type="checkbox"/>	3.4.10

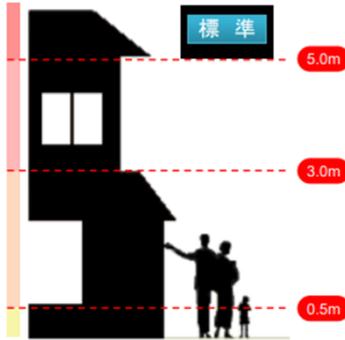
①国・都道府県または市町村から提供される浸水想定に関するデータを用いて、20m、10m、5m、3m、0.5 mを境界とした 6 段階の区分を標準として適切に浸水深を色分けしているか。（地域特性には配慮し、住民意見を反映した上で地形や重ね合わせる背景図に応じて、これに類する配色やハッチング、グラデーション等を用いることを妨げない。また、浸水想定区域等において、詳細な区分を示す必要がある場合、内水で浸水階級差が少ない場合は、必要に応じて、詳細版を利用することができる。）



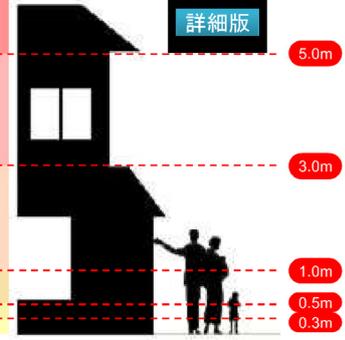
水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.1 想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深〔洪水、内水、高潮〕、津波災害警戒区域と津波基準水位〔津波〕を参考にしてください。

浸水深等	RGB (標準)
20m ~	220,122,220
10m ~ 20m	242,133,201
5m ~ 10m	255,145,145
3m ~ 5m	255,183,183
0.5m ~ 3m	255,216,192
~ 0.5m	247,245,169



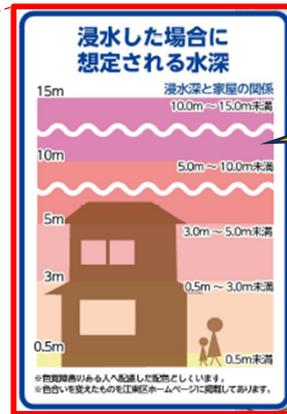
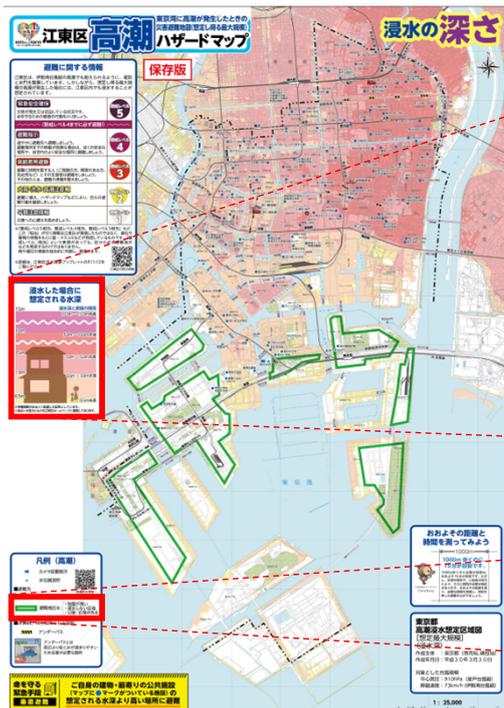
浸水深等	RGB (詳細版)
20m ~	220,122,220
10m ~ 20m	242,133,201
5m ~ 10m	255,145,145
3m ~ 5m	255,183,183
1m ~ 3m	255,216,192
0.5m ~ 1m	248,225,166
0.3m ~ 0.5m	247,245,169
~ 0.3m	255,255,179



参考となる事例①：東京都江東区

ポイントA 手引きで示されているランクを参考に浸水深を色分けしている。

ポイントB 浸水リスクがないエリアを避難地区として地図面に示している。



ポイントA

ポイントB

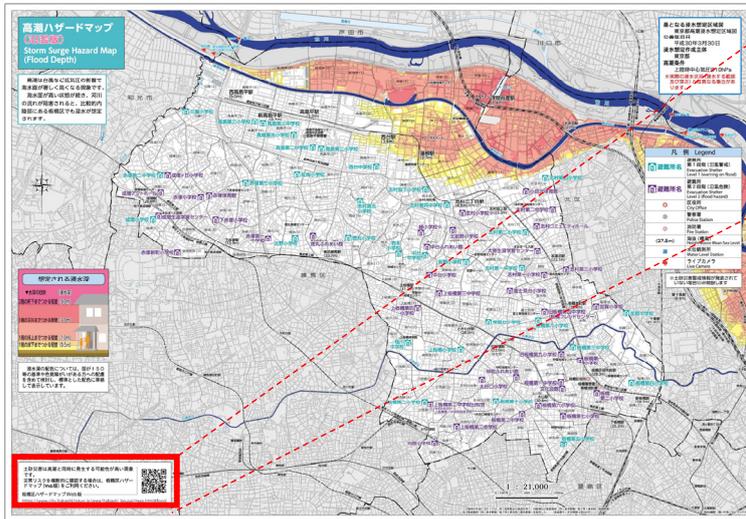
避難地区は { 地盤が高い
・浸水しない区域
・公園・広場がある

参考となる事例②：東京都板橋区

ポイント

土砂災害警戒区域は、板橋区のWeb版ハザードマップのQRコードを掲載し閲覧を促すように工夫している。

ポイント



土砂災害は高潮と同時に発生する可能性が高い現象です。災害リスクを横断的に確認する場合は、板橋区ハザードマップ(Web版)をご利用ください。

板橋区ハザードマップWeb版
https://www.city.itabashi.tokyo.jp/area/itabashi_bousai/map.html#flood



板橋区HP URL :

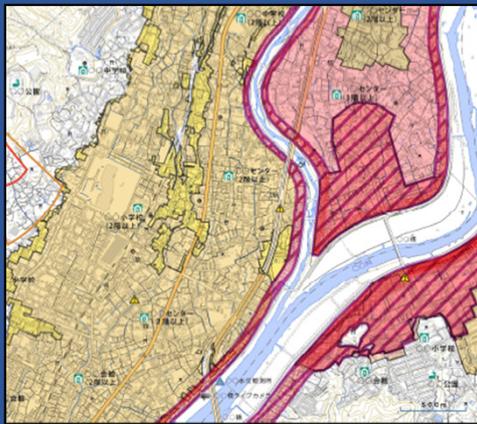
https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/026/389/takashio_haran_j.pdf

- ①人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が大きい区域等を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定し記載しているか。（家屋倒壊等氾濫想定区域のみの記載としない。）
- ②設定した「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に示しているか。



水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.6 早期の立退き避難が必要な区域 を参考にしてください。



この区域は、堤防が決壊した際に家屋を倒壊させるような激しい流れが発生する、または浸水深が0m以上になる恐れがある区域です。
災害時は、避難指示などに従って当該区域から安全な場所へ速やかに・確実に立ち退いてください。

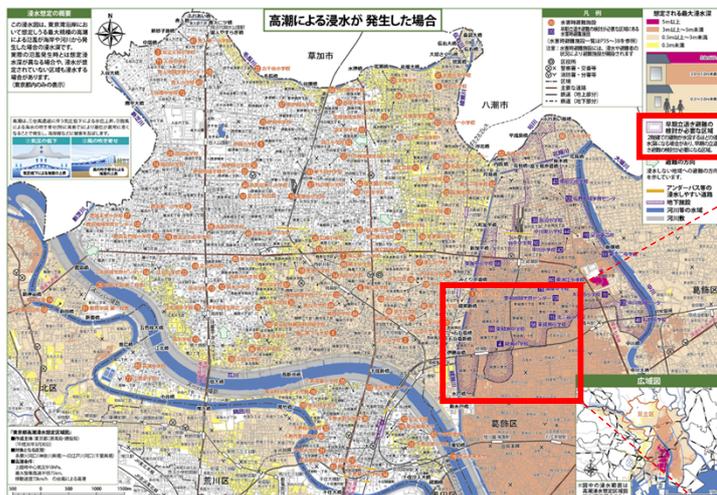
参考となる事例①②：東京都足立区

ポイントA

視認性に配慮して、一目で「早期の立退き避難が必要な区域」が判別できるよう、太い緑線とその周囲のみ網掛け表示にしている。

ポイントB

「早期の立退き避難が必要な区域」の凡例に、区域設定の根拠を記載している。



早期立退き避難の検討が必要な区域
2階建ての建物が水没するほどの浸水深になる場合があり、早期の立退き避難の検討が必要になる区域。

ポイントB



ポイントA

③ 「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。



水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.6 早期の立退き避難が必要な区域 を参考にしてください。

		避難行動	注釈
早期の立退き避難が必要な区域	 家屋倒壊等 氾濫想定 区域	木造家屋が倒壊するような堤防決壊等に伴う氾濫流が発生するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。	頑丈な高層ビル等の場合は自らの判断により屋内安全確保も可能な場合がある。
	 河岸 侵食	家屋が倒壊するような河岸侵食の発生するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。	
	 家屋が水没するおそれのある区域	最上階も浸水するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。	浸水しない居室がある場合は、屋内安全確保が可能な場合がある。

参考となる事例③：神奈川県小田原市

ポイント

早期の立退き避難が必要な区域の避難行動をフロー図を用いて、簡潔に選択できるよう工夫して、情報・学習編に掲載している。

ポイント

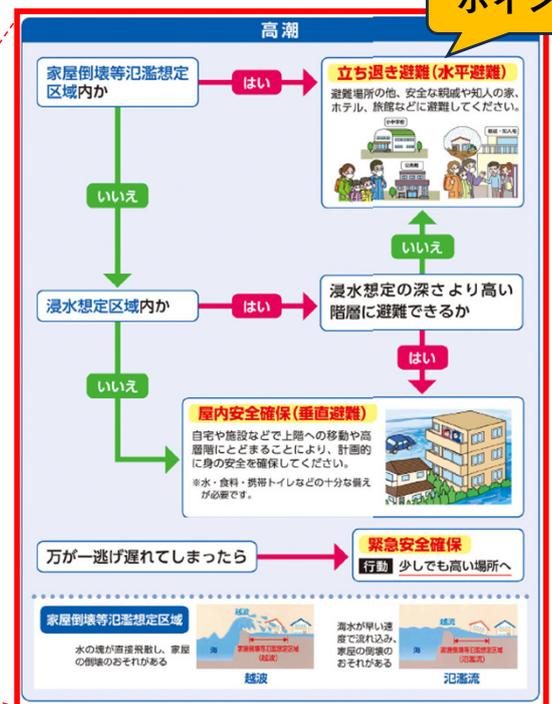
小田原市ハザードマップ
— 自分の命を災害から守る地図 —
Disaster prevention hazard map

ハザードマップの使い方

災害時の情報入手方法

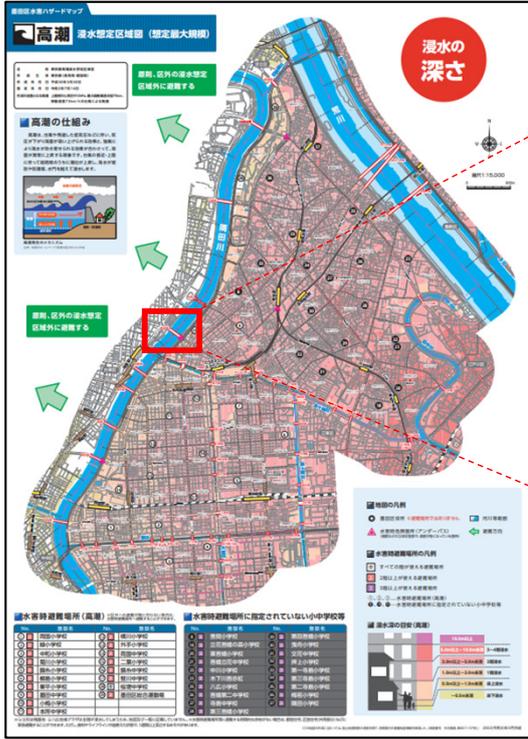
避難の判断 — 風水害編 —

集中豪雨(ゲリラ豪雨)による浸水



参考となる事例②：東京都墨田区

ポイント 高潮発生時の危険箇所（アンダーパス）を地図面に示している。

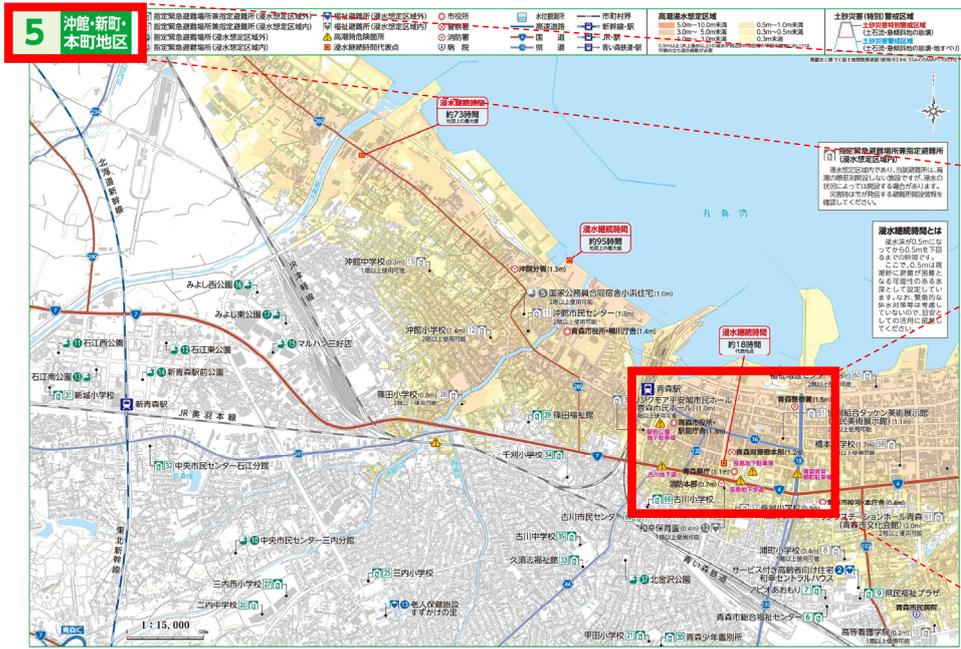


水害時危険箇所(アンダーパス)
(道路などの立体交差部で、道路が低くなっている箇所)

墨田区HP URL : https://www.city.sumida.lg.jp/azen_anshin/bousai/suigai/suigai.files/takasio_hukasa.pdf

参考となる事例③：青森県青森市

ポイント 地区単位でハザードマップを作成し、高潮時危険箇所として地図面に示している。



5 沖館・新町・本町地区

ポイント



ポイント

青森市HP URL : <https://www.city.aomori.aomori.jp/kikikanri/azen-kinkyu/bousai-syoubou/documents/takashiohazard11-12.pdf>



⑤水害時に使用する避難場所等を地図上に表示しているか。浸水想定区域に避難場所等を設定せざるを得ないときは、「○階が使用可能」等、避難場所等の利用条件を地図上又は情報・学習編に明示しているか。



水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.8 避難場所等 を参考にしてください。

規格番号	表示事項	図記号
JIS Z 8210	避難所 (建物)	
JIS Z 8210	避難場所*	
JIS Z 8210 ISO 20712-1	津波避難場所	
JIS Z 8210 ISO 20712-1	津波避難ビル	

参考となる事例⑤：青森県青森市

ポイントA

高潮に対する避難場所等の利用条件として、使用可能な階層と浸水深を示している。

ポイントB

高潮浸水想定区域内と区域外で色を分けて避難場所等を示している。



①市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内に存在する地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、名称及び所在地を地図上に明示しているか。

②地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。



水害ハザードマップ作成の手引き

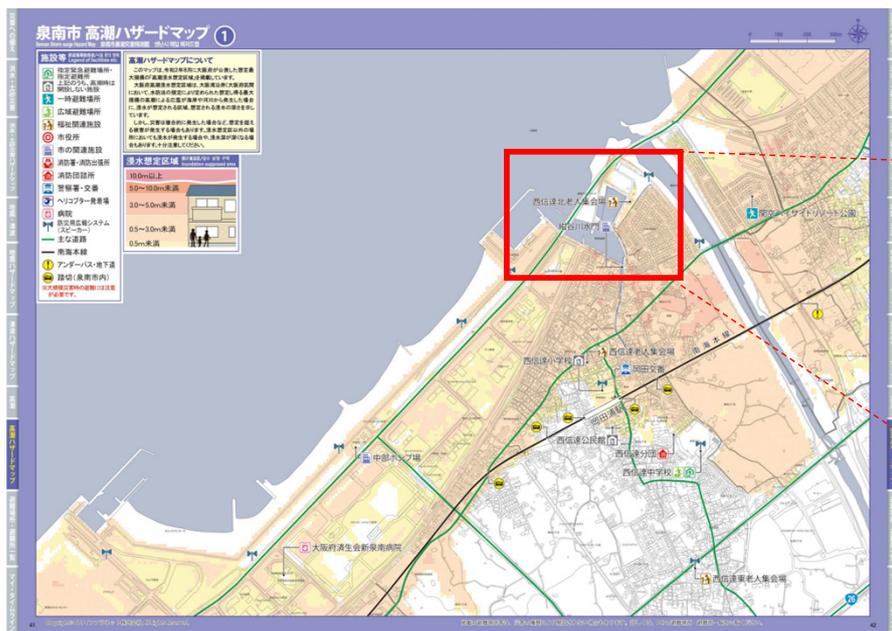
3.4.9 地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等〔洪水、内水、高潮〕を参考にしてください。

多数の施設等が存在する場合には、情報・学習編や市町村のホームページ等に一覧表を掲載する方法も考えられる。

参考となる事例①：大阪府泉南市

ポイント

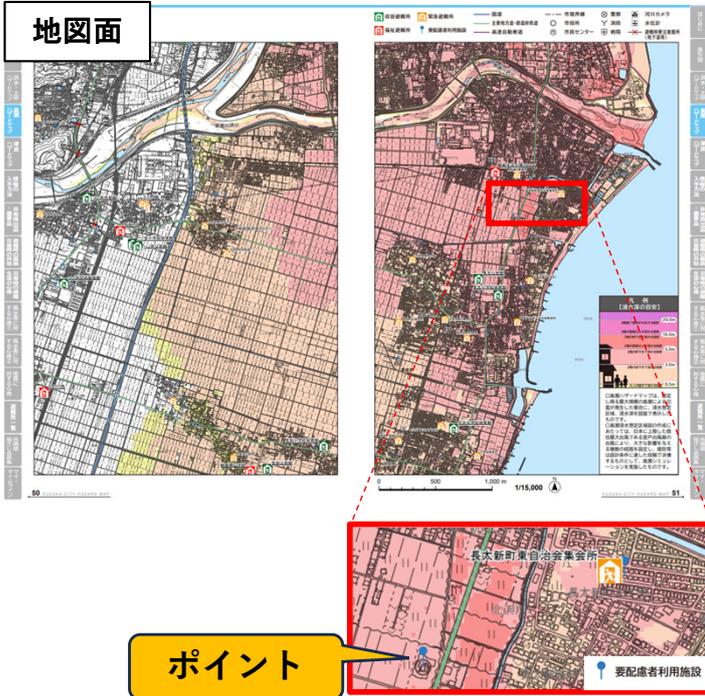
福祉関連施設の名称及び所在地を地図面に示している。



参考となる事例②：三重県鈴鹿市

ポイント

要配慮者利用施設の名称及び所在地を地図面に示し、施設の詳細情報は、情報学習編にQRコードを提示し、提供している。



鈴鹿市HP URL : <https://www.city.suzuka.lg.jp/kurashi/safe/1001523/1001530/1012864.html>

- ①河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所や国、都道府県、市町村等で設置しているCCTVカメラ等の位置と名称について、「川の防災情報」等を確認し、把握しているか。
- ②河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所等の位置と名称は地図上に明示しているか。
- ③テレビ、インターネットで河川映像等が提供されるCCTVカメラ等の位置と名称について地図上に明示しているか。
- ④水位観測所やCCTVカメラの位置、名称について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。



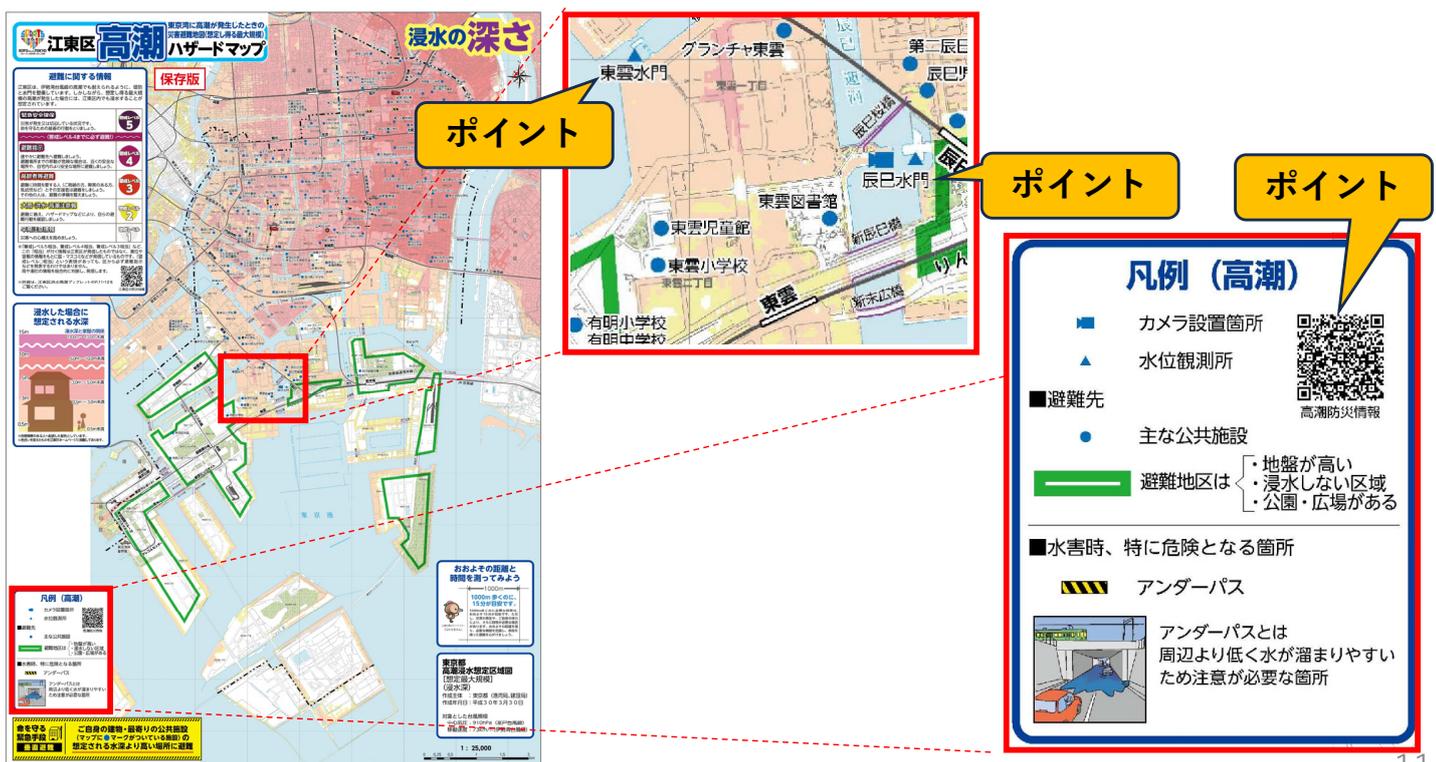
水害ハザードマップ作成の手引き

3.4.10 水位観測所等の位置（CCTV カメラ等を含む）〔洪水、内水、高潮〕を参考にしてください。

参考となる事例①：東京都江東区

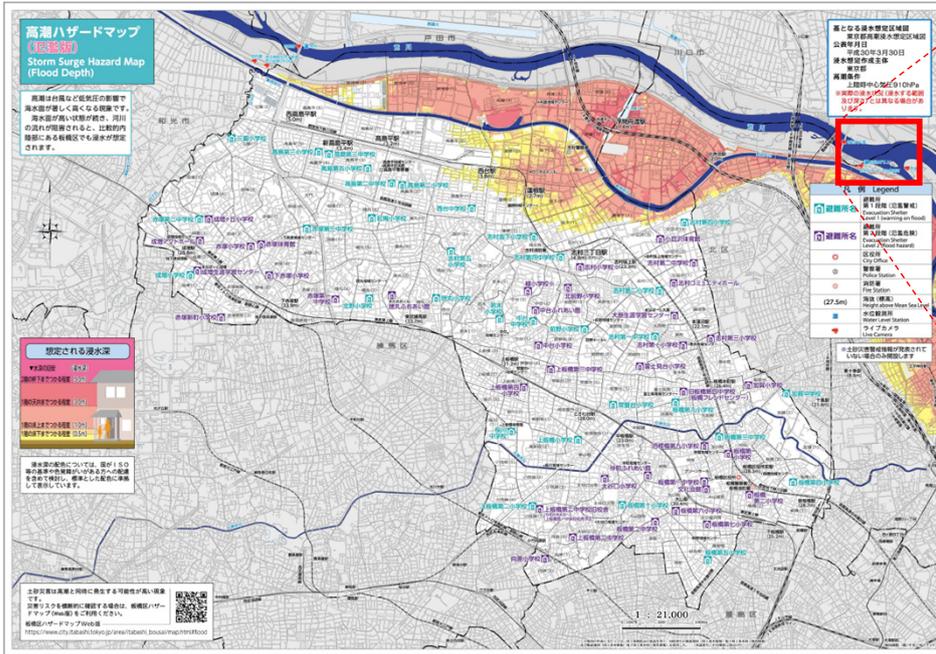
ポイント

潮位等の情報が提供される水位観測所やCCTVカメラ等の名称は、QRコードで提供している東京都高潮防災総合情報システムで表示されている名称で表示している。



参考となる事例②：東京都板橋区

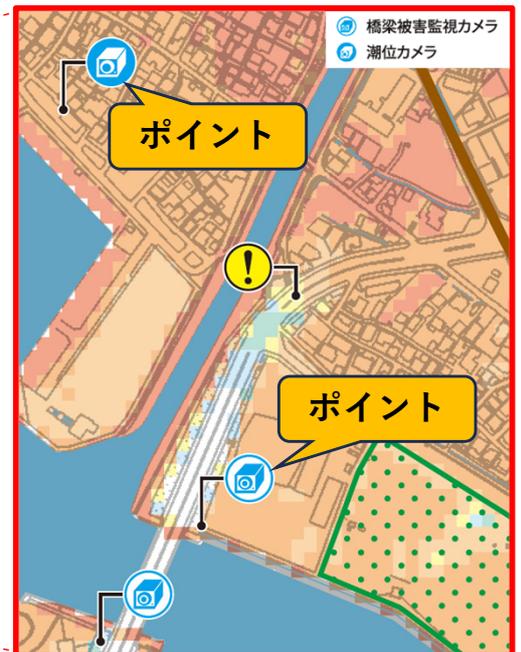
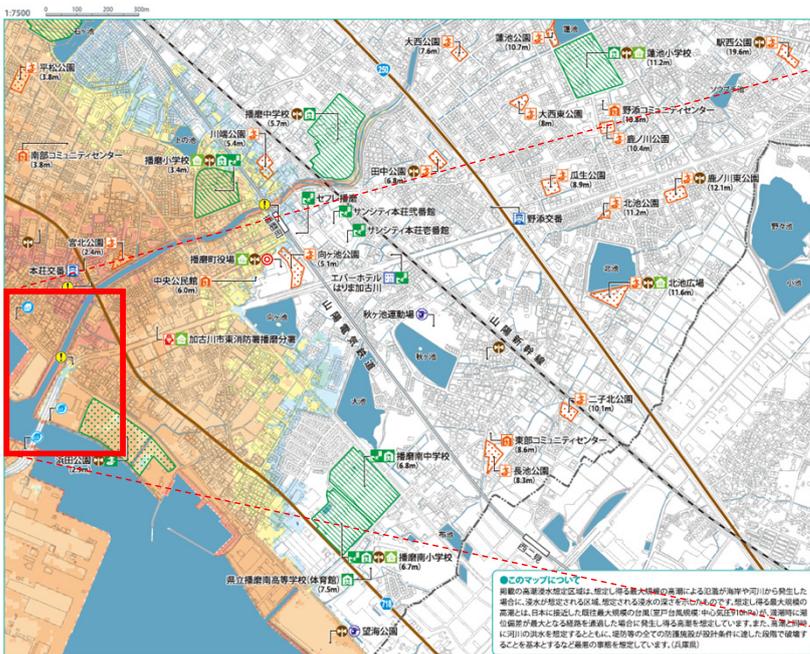
ポイント 水位観測所・CCTVカメラの位置・名称を地図面に示している。



板橋区HP URL : <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/bousai/map/1026389.html>

参考となる事例③：兵庫県播磨市

ポイント 橋梁被害監視カメラ、潮位カメラの位置を地図面に示している。



播磨市HP URL : <https://www.town.harima.lg.jp/kikikanri/bosai/bosai/sougoubousaimap.html>

